

認定農業者制度の創設の経緯と概要

- ・ 平成4年の新政策において、「効率的かつ安定的な経営体」が生産の大宗を担うような農業構造の確立が提示されたことを受け、平成5年に認定農業者制度を創設。
- ・ 具体的には、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者が5年後の経営改善目標を記載した農業経営改善計画を作成し、市町村が作成する基本構想に照らして、市町村が認定する制度。

農業経営改善計画の作成

農業者自らが、5年後の目標とその達成のための取組内容を記載

市町村へ申請

市町村が
認定

認定農業者

← 各種支援

【認定基準】

- ・ 市町村基本構想に適しているか
- ・ 農用地の効率的・総合的な利用に配慮しているか
- ・ 達成できる計画か

○ 経営改善計画の記載内容

- ・ 経営改善の方向（年間農業所得の現状と目標、年間労働時間の現状と目標等）
- ・ 経営規模の目標（作付面積、飼養頭数、作業受託面積等）
- ・ 生産方式に関する目標（例：機械・施設の導入、ほ場連担化、新技術の導入等）
- ・ 経営管理に関する目標（例：複式簿記での記帳等）
- ・ 農業従事の様態の目標（例：休日制の導入等）等

○ 認定農業者数

形態	26年3月末
認定農業者	231,101
（うち法人）	17,840

認定農業者に対する主な支援措置

- 認定農業者になることで、経営所得安定対策（ゲタ・ナラシ対策）の交付対象となるとともに、日本政策金融公庫の低利融資（スーパーL資金）や農業経営基盤強化準備金制度による税制の特例等の支援措置が受けられます。

経営所得安定対策	<ul style="list-style-type: none">生産条件不利補正交付金（ゲタ対策）収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）	<ul style="list-style-type: none">麦・大豆等のコスト割れの補填米・麦・大豆等の収入減少に対するセーフティネット
融資	農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）	経営改善のための長期低利融資。（農地、施設・機械などの取得及び経営費用をまかなう運転資金にも利用可能。）
税制	農業経営基盤強化準備金制度	経営所得安定対策等の交付金を積み立てた場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入。 さらに5年以内にこの積立金を取り崩して、農地や農業用機械、農業用建物等を取得した場合に圧縮記帳が可能。
出資	アグリビジネス投資育成株式会社（アグリ社）による出資	農業法人投資円滑化法に基づくアグリ社から出資が受けられる。
農業者年金	農業者年金の保険料支援（特例付加年金）	保険料の半分（1万円/月）を国庫補助。